

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

8 ニューパワーアップ資金

1 目的

この資金は、金融環境の変動や景気低迷による売上高減少などで資金繰りに影響を受け、経営の安定を図るために事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 融資対象

ニューパワーアップ資金	共通要領第2条及び第4条第1項各号に定めるもので、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 最近3か月（あっせん申込月を除く6か月以内の連続する3か月）又は直近決算期の売上高が、前年同期と比較して減少しているもの (2) 短期借入金を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの (3) 金融機関からの長期又は短期の借入金が、あっせん申込月の直近の決算期と前年同期又は前々年同期と比較し、減少しているもの (4) 金融機関と通常取引が困難となっているが、経営安定のために緊急に資金を要するもの (5) 破たん金融機関と取引しており、金融取引に支障が生じているもの
-------------	---

3 資金使途

- (1) 資金使途は、経営安定を図る運転資金及び設備資金とする。
- (2) 設備資金については、原則として、融資あっせん申込の時点で工事等施工前のものに限る。

4 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

貸付限度額	(運)・(設) 合わせて3,000万円
貸付期間	7年以内
据置期間	1年以内
貸付利率	固定金利 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%
担保・保証人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。
信用保証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※(運)：運転資金，(設)：設備資金

5 申込手続

- (1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。
- (2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証 明書の写し (法人の場合)	決算書・確定申告書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	許認可証の写し (許認可を要する 業種の場合)	所在地の見取図	その他必要な書類 (必要に応じて他の資料を求める 場合あり)
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	運転		○	○	・個別様式第8号 ・短期資金借入明細書の写し(短期を長期に移行する場合) ※必要に応じて ・売上減少を証する書類の写し(売上減少要件の場合) ※必要に応じて ・破たん金融機関との取引等を証する書類(破たん金融機関との取引要件の場合) ※必要に応じて ※借換えをする場合は、当該借換の対象となる既往借入明細書の写し
		設備	○	○		

6 貸付け及び関係書類の保管

- (1) あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この資金で貸し付けをしたものについて、関係書類に「市ニューパワーアップ」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

7 ニューパワーアップ資金の借換え

- (1) 借り換える既往借入残高に本融資の貸付限度額の範囲内で新たな事業資金を加えることができるものとする。
- (2) 借り換える既往借入残高に市制度融資が含まれていない場合は本融資の対象としない。

8 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針（個別事項）に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】

ニューパワーアップ資金

1 売上高減少の確認

売上高の減少の確認は、決算書、試算表、売上帳、確定申告書の写し等により行うものとする。

2 短期借入金を長期に移行する場合の確認

短期借入金を長期に移行する場合の確認については、金融機関の貸金明細書など、金融機関が発行する残高証明等を添付できる場合はこれによるものとする。添付できない場合は、ニューパワーアップ資金の融資に係る調書（個別様式第8号）の所定の欄に借入明細を記入の上、金融機関による確認印を押印するものとする。

3 借入金減少の確認

借入金の額及び借入先の内訳は、決算書、確定申告書、試算表等又はニューパワーアップ資金の融資に係る調書（個別様式第8号）における金融機関の証明により確認を行うものとする。

4 金融機関と通常取引が困難となっている状況の確認

直近1年間において、財務状況等の悪化により金融機関との通常取引が困難となっている場合、ニューパワーアップ資金の融資に係る調書（個別様式第8号）にその理由を記入するものとする。

5 破たん金融機関との取引等の確認の方法

破たん金融機関との取引等の確認方法は、次の各号のいずれかを添付することにより行うものとする。

- (1) 破たん金融機関の残高証明の写し
- (2) 破たん金融機関の預金等明細書の写し
- (3) 破たん金融機関の融資取引現況表等の写し
- (4) その他破たん金融機関と取引があることを証する書類の写し